市の計画(案)についての市民意見の概要と市の考え方について公表します

■福生市都市計画マスタープラン(案)へのご意見

意見提出者2名(10項目)

問合せまちづくり計画課計画グループ☎551・1952

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	「福生らしさ」とはどの様なことなのか、明確に表現をされた方がわかりやすい。	該当箇所は、第4期総合計画の9頁に記載されている文章を引用している部分で「福生らしさ」とは、福生市が持つ自然や歴史、文化や産業といった個性、独自性のことを示しています。したがって、さまざまな事が含まれますので明確に表現することは困難です。
2	「にぎわいとうるおいのあるまち」を市民の将来生活像としているが、人口増の計画が明記されておらず、市民にどの様に受け止められるのか疑問である。	将来人口フレームは第4期総合計画と整合を取りました。市民の将来生活像は、目指すべき方向を示したもので、人口フレームとは直接関係がないと考えます。
3	商業系ゾーンに関して、商業地区のあるべき姿が明記されていない。	商業系ゾーンは、3種類に分けそれぞれに土地利用の方向等を明記しています。
4	景観に関して、市の将来像をゾーン別にはっきりと出した方がいいと思う。この内容では漠然としていて、個人が建物等を建てるときに基本的なものがバラバラになってしまう。	3つの景観ゾーンについては、「福生市まちづくり景観基本計画」にそれぞれの景観づくりの方針を定めており、マスタープランでは、その方針に基づく景観づくりを推進すると明記しました。したがって、マスタープランにその内容を記述することは、内容も重複し、長くなりますので、かえってわかりづらくなると考えます。
5	庁内連携体制の充実はどのようにするのか。	庁内各部署間の連携強化のため、必要な調整等の充実に努めます。
6	•素案作成にあたり、事業者の意見が反映されていない。 •市民検討会では行政の他部署との意見交換がなかった。 •今後は、実施段階の計画作りにも市民•事業者の意見を参画させる新システムを作ってほしい。中途半端な市民参加では市民はそっぽをむきます。	•事業者のご意見は、市民検討会や説明会、パブリックコメントで意見募集の努力を行ないました。また、事業者の代表も参加する都市計画審議会にて審議します。 •市民検討会と並行して庁内検討委員会を開き、意見調整を行ないました。 •市全体の計画作り、事務事業の実施に関して、できるだけ市民参加が実のあるものになるよう努力します。
7	片倉跡地については、東京都より借用するか、民間資金を活用して福生市が購入し、人口減対策として優良住宅を供給する。地域再開発の第1ステップとして高層化し、ショッピング•事務所•住宅•公園等を作る。実施は第3セクターの新設を考慮する。	本文にあるように、宇宙科学館構想にこだわらず、幅広く市民にとって有効活用が図られるよう、現在検討中ですので、具体的なプランは記載していません。
8	マイカーに依存しない生活のため、拠点から拠点への移動が安全にできるよう、生活道路に一方通行化の促進をしてください。	方針の中に、一方通行化の検討を行なうことを明記しています。
9	平成32年には65歳人口が15,000人、全体の26.8%と見込まれている。買い物、病院へと出かけるための足の確保のため、福祉バスの拡充を実施してほしい。	福祉バスについては、本格実施が始まったばかりであり、円滑に運用されているため、その状況を見たいと考えています。
10	農業振興策として「地産地消」を学校給食以外にも導入してください。	地産地消については、都市計画マスタープランの対象外と考えます。

忘れていませんか　子ども手当認定請求

平成23年10月からの子ども手当認定請求書を未提出の方はお急ぎください。

申請受付期間平成24年3月31日(土)まで

申請をすると10月分からの子ども手当が支給されます(期限を過ぎて申請した場合は申請日の翌月分からの手当支給となりますのでご注意ください)。

※10月1日以降に生まれたお子さんがいる方や、転入した方は、出生または転入した日の翌日から15日以内に申請してください。申請日の翌月分からの手当が支給されます。

申請方法市役所1階8番子育て支援課窓口または郵送で受け付けています。

※公務員の方は勤務先での手続きとなりますので、ご確認をお願いします。

【子ども手当の寄附について】

市では寄付の申出をお受けしています。詳しくはお問い合わせください。

【子ども手当の趣旨にご理解をお願いします】

市では、子ども手当の趣旨のもとに、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等の納入をお願いしています。

問合せ子育て支援課子育て支援係☎551・1737

マル乳・マル子医療証のお知らせ

①マル子医療証をお送りします

現在マル乳医療証をお持ちで、4月に小学校新1年生になる方には、4月からお使いいただくマル子医療証を3月下旬に郵送でお送りします。

あらためて申請手続きをしていただく必要はありません。

ただし、加入年金・健康保険証に変更があるときは届け出てください。

②乳幼児から中学生までの医療費助成について

中学校3年生までのすべての児童が、次の医療費助成を受けられます。

▼乳幼児医療費助成制度(0歳～就学前の児童)

▼義務教育就学児医療費助成制度(小学1年生～中学3年生)

医療費助成を受けるための医療証の交付には、申請手続きが必要となります。

まだ医療証をお持ちでない方は、お問い合わせください。

問合せ子育て支援課子育て支援係☎551・1737

助産師と話そう(申込み不要)

地域の助産師による無料の相談会です。お一人でもお子さん連れでも、どうぞ気軽にお越しください。時間内は出入り自由です。

日時3月23日(金)午前10時～正午

場所子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)

対象妊産婦、子育て中の母子(0歳児から可)、祖父母等

※『助産師からのちょこっと話』もあります(3月のテーマは「抱っこ法」です)。

主催西多摩助産師会

問合せ森田助産院☎551・0323

使用済紙おむつの出し方が変わります

4月2日(月)より、使用済紙おむつは従来のおむつ専用袋のほか、透明または半透明の袋に入れて出すことができます。その際、袋の表面に油性ペンなどで「おむつ」と必ず表記してください(袋の中に家庭ごみを混ぜないでください)。

皆さんのご協力をお願いします。

問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

精神保健講演会のご案内

日時3月16日(金)午後2時～4時30分

場所公立福生病院多目的ホール

対象西多摩地域に在住・在勤の方

定員80人

内容家族が知っておきたい心の病気「統合失調症」について

講師戸部有希子氏(東京海道病院医師)

申込み3月9日(金)までに電話またはFAXで東京都西多摩保健所保健対策課地域保健第一・第二係☎0428・22・6141(FAX0428・23・3987)へ。

戦没者等のご遺族の皆さんへ

◆第九回特別弔慰金(国債24万円)が支給されます(平成24年4月2日締め切り)

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日～平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年度4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合、戦没者等の死亡当時のご家族のうち次の順番による先順位のご遺族お1人に特別弔慰金が支給されます。

❶平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

❷戦没者等の子

❸戦没者等と生計関係を有していた「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」(ただし、「平成21年4月1日において婚姻により氏が変わっていない方」及び「同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方」に限ります。)

❹上記❸以外の戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

❺上記❶から❹以外の戦没者等の三親等内の家族(ただし、「戦没者等の死亡時まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方」に限ります。)

問合せ・請求窓口社会福祉課庶務・福祉計画担当☎551・1735

「ふっさ子育てまるとくカード」に関するお知らせ

●カードの有効期限は3月31日(土)までです

再申請は3月31日(土)まで受け付けます。新規申請も随時受付しています。

対象子育て世帯(中学生以下の子どもまたは妊婦がいる世帯)※カードの発行は世帯につき1枚です。

申込方法子どもの年齢や妊婦であることがわかるもの(健康保険証や母子健康手帳など)と印鑑を持参のうえ、子どもの保護者または妊婦の方がお申し込みください。申請書には世帯全員の氏名、生年月日の記入が必要です(申請書は市ホームページからもダウンロードできます)。

受付場所市役所1階8番子ども育成課、子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)、保健センター、武蔵野台児童館、熊川児童館、田園児童館、わかぎり会館、わかたけ会館(ただし、土曜日の正午～午後1時、わかぎり•わかたけ会館の夜間、各施設の閉庁•休館日は受付できません。)

問合せ子ども育成課子ども育成係☎551・1733

●新規協賛店のご案内

店舗名麦天［ばくてん］(福生市福生785-8)☎553・8989※定休日なし

業種飲食店(つけ麺、ラーメン)

特典カード1枚につき肉餃子2個プレゼント(カードのみ使用は不可)

問合せシティセールス推進課産業活性化グループ☎551・1699

※協賛店一覧は市ホームページでご覧いただけます。